

佐賀県告示第 184 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称、開設者の名称及び事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成 28 年 3 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

事業所名称		開設者名称		事業所所在地	変更年月日	
旧	株式会社リップフォード	旧	株式会社リップフォード	佐賀市鍋島町大字森田 2439 番地 1	平成 27 年 7 月 1 日	
新	株式会社リップ	新	株式会社リップ			
旧	高齢者支援施設楽歳	株式会社楽歳		旧	伊万里市山代町久原 2994 番地 4	平成 27 年 12 月 1 日
新	らくさい倶楽部			新	伊万里市山代町久原 1473 番地 1	
旧	高齢者支援施設第二楽歳	株式会社楽歳		旧	伊万里市山代町久原 2994 番地 4	"
新	高齢者支援施設楽歳			新	伊万里市山代町久原 1473 番地 1	